

連合兵庫女性委員会 3.8 国際女性デーアピール

1857年にニューヨークで起きた工場火災で、工場の出口に鍵をかけられ、就業時間を超えて働かされていた多くの女性たちが、逃げるができずに亡くなってしまいました。これを受け、3月8日に低賃金と長時間労働に抗議する集会が開かれたことが、3.8国際女性デーの起源です。

その後、国連においてこの日は「女性の権利と平等のために戦う記念日」と位置づけられ、賃金・労働条件の向上を表す「パン」と、女性の尊厳、人権の確保を表す「バラ」をシンボルに、今も世界各国で様々な行動が展開されています。

今年10月に結成30周年を迎える連合は、1996年から春季生活闘争の中に国際女性デーの行動を位置づけ、全国で統一行動を実施しています。

連合2019春季生活闘争における3.8国際女性デーのテーマは、“職場のハラスメントをなくして、男女平等を実現しよう”に設定されています。

2016年4月に女性活躍推進法が施行されてから約3年が経過しましたが、世界経済フォーラムが発表する国際的な男女間格差を示すジェンダーギャップ指数は149カ国中110位で、主要7カ国では最下位となっています。特に女性の管理職比率、平均勤続年数は上昇傾向にはあるものの、諸外国に比べても低い水準にとどまっております。男女間賃金格差はいまだ解消されていません。

また、国内外でハラスメントの問題が頻発し、ハラスメントを告発する#Me tooをはじめ、“ハラスメントを許さない”運動が広がりを見せています。連合が2018年に実施した調査でも6割以上の組合が「過去3年間に会社や組合にハラスメントに関する相談があった」と答えており、職場の実態把握と対策を進める必要があります。

このような中、ILOは設立100周年にあたる本年6月の総会で「仕事の世界における暴力とハラスメント」に関する条約を採択する予定です。また、現在開会中の国会では、女性活躍の推進とハラスメント防止対策等に関する法案が審議される予定です。しかし、今回の法案にも、労働側が強く求めてきたハラスメント行為を禁止する規定が盛り込まれていないなど、課題が残されています。より実効性のある内容とし、条約の批准につなげていかなければなりません。

連合は、ITUC（国際労働組合総連合）と連携し、また、2019春季生活闘争を通じて、男女別の賃金実態の把握と男女間賃金格差の是正、ドメスティック・バイオレンスを含むあらゆるハラスメント・暴力の根絶と差別禁止に取り組みます。同時に、仕事と生活の調和をはかるため、すべての労働者が両立支援制度を利用できる環境整備など、雇用における男女平等、均等待遇の実現に向けた取り組みを推進します。

私たちは、本集会に集まった一人ひとりの行動で、すべての人たちが性別に関係なく、人権が保障され、平等に安心して働くことができる社会をめざします。

2019年3月2日

2019春季生活闘争 政策制度 要求実現 総決起集会